

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（06-4393-6332）
処分課（担当）名	一般財団法人大阪消防振興協会・株式会社ノムラメディアス大阪事業所・ジェイ・アクシス株式会社共同 事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立阿倍野防災センターの入館の制限
概要	大阪市立阿倍野防災センターでは、一定の要件に該当する場合は、入館をお断りし、または退館させる ことがあります。
根拠法令等 及び条項	・大阪市立防災センター条例（昭和56年4月1日条例第43号）第8条 （ http://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） （大阪市立阿倍野防災センター窓口にて設置）
処分基準	・次に掲げる項目のいずれかに該当する方に対しては、入館をお断り、又は退館させることがあります。 （1） 6才未満の者で成年者が同伴しないもの （2） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 （3） 建物、附属設備、資料又は展示品を損傷するおそれがある者 （4） 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 （5） 管理上必要な指示に従わない者 （6） その他管理上支障があると認める者
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shobo/index.html https://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/tasukaru/
備考	